

地域の農地の有効利用に向けて

① 意向調査へのご協力

② 集落座談会への参加

をお願いします！

① 意向調査へのご協力

※時期や内容は市町村によって異なります

- 市町村・農業委員会では、今後、離農する方の農地を、次の耕作者に円滑に引き継げるよう、意向調査をもとに、将来の農地1筆ごとの耕作予定者を示す「**目標地図**」を作成することとしていますので、**意向調査への回答にご協力をお願いします。**

意向調査の項目（例）

- ・ 今後の経営の意向
（規模拡大、維持、縮小、離農等）
- ・ 農地等ごとの意向
（貸したい、売りたい等）

回答方法（例）

- ・ 調査票への記入
- ・ Web回答
- ・ 農業委員等による訪問・聞き取り



② 集落座談会（協議の場）への参加

- 意向調査の結果をもとに、地域の皆様とともに「**目標地図**」や「**地域計画**」の策定に向けた検討を行うため、市町村・農業委員会では、**各地域で集落座談会（協議の場）を開催します。**
- 10年後を見据え、担い手を含め、農地所有者、地域住民なども交えて、話し合うことが重要となります。
ぜひ、**集落座談会へのご参加をお願いします。**

話し合う主な内容

- ・ 地域農業の将来のあり方
- ・ 農業上の利用を行っていく区域
- ・ 農地の集積・集約化の方針 等



開催情報は、農地が所在する市町村・農業委員会にお問い合わせください

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）とは？

- 農業者や地域の皆様の話し合いにより策定される、地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。
- 高齢化や人口減少の進行により、農業者の減少や遊休農地の増加が懸念されるため、市町村では、各地域で地域計画の策定を進めています。
- 農業経営基盤強化促進法の一部改正（令和5年4月1日施行）により、令和7年3月末までに策定することとされています。

人・農地プラン
(地域農業の将来のあり方)

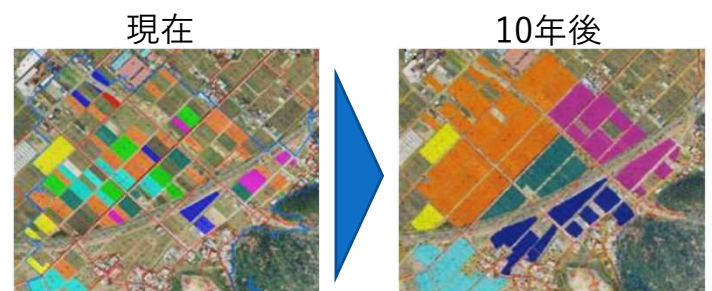
法改正
により

地域計画
(地域農業の将来のあり方 + 目標地図)

目標地図とは？

- 地域の話合いと農地の出し手・受け手の意向を踏まえて、10年後の耕作者を農地1筆ごとに位置付けていくもので、地域計画に添付されるものです。

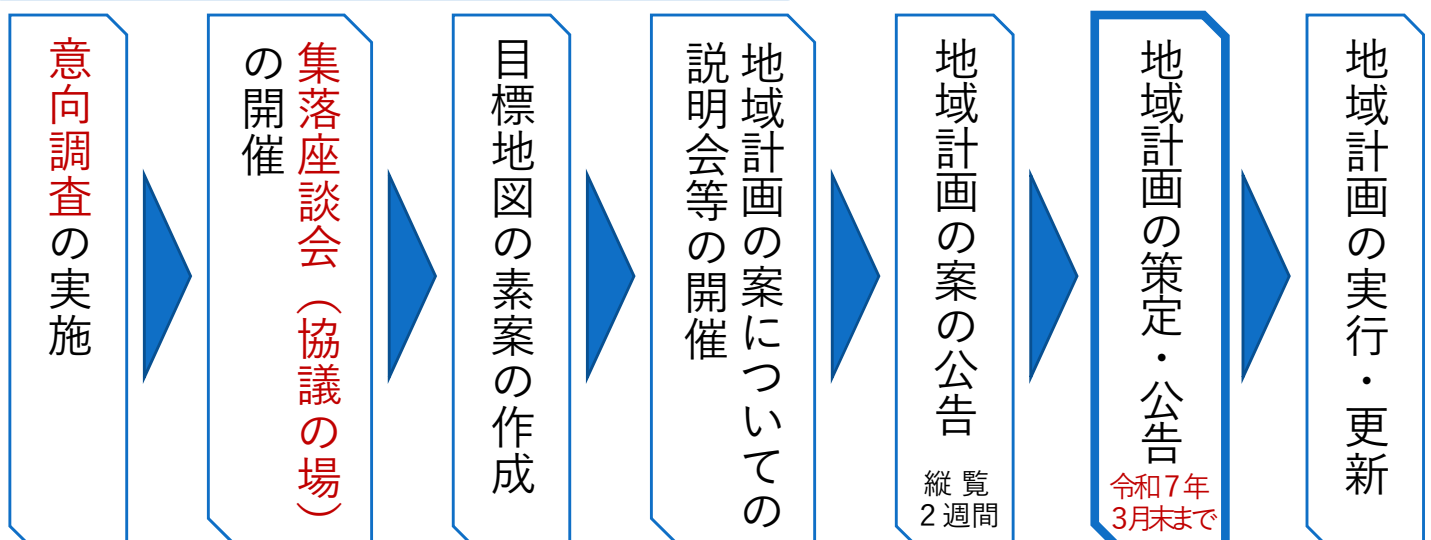
(注) 目標地図の作成によって農地の権利設定がなされるものではありません(別途、手続きが必要)。また、随時見直しが可能とされています。



目標地図のイメージ

地域計画の区域や目標地図に位置付けられた経営体であることが、農林水産省の多くの補助事業で要件化されています。※詳細は各事業要件をご確認ください。

地域計画の策定までの主な流れ(例)



【お問合せ先】各市町村 農政担当課 又は 農業委員会